

第13回民間資金等活用事業推進委員会
議事録

内閣府

民間資金等活用事業推進室

第 1 3 回 民間資金等活用事業推進委員会議事次第

日時：平成 1 8 年 1 0 月 5 日（木） 1 0 : 0 0 ~ 1 1 : 4 5

場所：中央合同庁舎 4 号館 共用第 2 特別会議室

議事

- (1) P F I 事業の現況等について（報告）
- (2) V F M 評価のあり方に係わる検討について（報告）
- (3) その他

出席者

【委員】

森下委員長、西野委員長代理、高橋委員、浜委員、前田委員、
山内委員

【事務局】

伊藤民間資金等活用事業推進室長、町田参事官、小林企画官、後藤参事官補佐

伊藤 P F I 推進室長 それでは、早速で恐縮でございますけれども、ただいまから、第 13 回「民間資金等活用事業推進委員会」を開催いたします。

私は P F I 推進室長の伊藤でございます。本日は本当にお忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

まず初めに会議の開催に当たりまして、御報告でございます。本日は委員 9 名のうち 6 名の委員に御出席をいただいておりますので、定足数の過半数を超えるということで、委員会が適法に成立しておることを御報告いたします。

それでは、以降の議事進行につきましては、森下委員長にお願いをいたしたいと存じます。よろしく願いいたします。

森下委員長 森下でございます。それでは、本日の議事に早速入らせていただきたいと思います。

本日の委員会では、P F I 事業の現況等、V F M 評価のあり方に関わる検討、その他の事項につきまして、御報告をいただく予定でございます。

初めに、議題「(1) P F I 事業の現況等について」でございます。まず事務局から御説明をお願いしたいと思います。

町田参事官 私は P F I 推進室の参事官の町田でございます。よろしく願いいたします。私の方から資料 1 に従いまして、御説明をさせていただきます。以下、恐縮でございますが、座らせていただきます。

資料 1 と申しますのは、A 4 横長の資料でございますが、お手元でございますでしょうか。それでは、資料 1 に従いまして、簡潔に御説明をさせていただきますと思います。

昨年 11 月 7 日に第 12 回の委員会を開催させていただきました。この「P F I 事業の現況等について」という資料は、現在の状況につきまして、11 月 7 日以降の経緯等も踏まえて、簡潔に御説明をさせていただくものでございます。

2 ページ。まず「分野別実施方針公表件数」でございますけれども、現在のところ、P F I 事業につきましては、8 月末現在で 245 の事業が実施中でございます。分野別につきましては従来と傾向は変わっておりません。いわゆる学校等の教育文化が数としては最も多いということでございます。それから、病院、廃棄物処理施設等といったものが次に続くといった状況でございます。

3 ページ、地域的な広がりということでございますと、従来に比較いたしまして、沖縄で 1 つ実施方針の作成された事業が 11 月 7 日以降出てまいりました。ということで、現在まだ 1 件も P F I 事業がその県の中で実施されていない県は、47 都道府県中 6 県になりました。次第に地域的にも拡張しておるということでございます。

4 ページ。現在までの推移がどうかということでございます。こちらにございますとおり、着実に進捗をしているわけでございます。前回は 211 件、事業費ベースで行きますと 1 兆 4,000 億円弱であったわけでございますが、今回につきましては 245 件、1 兆 7,000 億円超でございます。

ここに一つ特筆すべき事象がございます。実施方針の公表件数につきましては211～245ということですが、この8月末現在で運営段階に既に移行した事業件数というところで見えてまいりますと、245の半数以上の123が既に運営段階に移行しているわけがございます。

そこで5ページ目ですが、この運営段階に移行しているPFI事業がどういう推移であるかということがございます。これにつきましては前回、前回と申しますのは平成17年9月末現在の数字を使っておりますが、68件でございます。運営段階に入っておるものは211件中68件ということであったわけですが、この8月末現在で見ますとそれが123件ということで、ほぼ倍増をしておるということがございます。

したがって、PFI法施行7年後を経まして、運営段階に移行しておるプロジェクトというものが加速的に増えつつあることがおわかりになるかと存じます。

6ページ、PFIの導入実績。これはいろいろな角度で判断をすべきものと存じますけれども、一つの大きな指標でございます、いわゆるバリュー・フォー・マネーというもので見たときにどうかということがございます。

これは既に実施方針が公表された245件のうち、事業者さんの方で、VFMというものはこれだけ出ていますと公表をしたものを私どもの方で集計したものとということございまして、VFMについて公表している件数というのが127件、1兆7,272億円ということでございます。

私どもが集計した結果によりまして、27%弱、4,629億円の総数でVFMが出ておるということでございます。PFIの導入によりまして、国、地方公共団体、独立行政法人等を通じました国全体の財政再建に寄与しておるのではないと考えている次第でございます。

7ページ、次に各論に入らせていただきたいと存じます。このようなPFI事業がどのような入札契約の方式によってなされておるかということがございます。

これにつきましては、WTOの政府調達協定の規制もございまして、全体的に見ますと総合評価型一般競争入札が67%とほとんどでございます。国について見ますと、ほぼ92%が総合評価型の一般競争入札でなされているところでございます。

地方公共団体につきましては、総務省さんの方で通達等を出されておって、ある程度の随意契約も認めておることから、公募型プロポーザルの比率が41%でございます。

8ページ「管理者別事業数」でございます。これは公共施設等の管理者と具体的な事業主体でございますが、これがどのような比率であるかということがございます。国が一応13%、特殊法人その他の公共法人が11%。合わせて24%でございますので、残りの76%が実質的には地方公共団体事業でございます。実際に数で見ますと4分の3弱が地方公共団体事業でございます。この辺りの傾向は従来と変わっているところはございません。

9ページ「事業費の回収方法による類型別事業数」でございます。これは第I類型、第II類型と分けてございますが、いわゆる第I類型はサービス購入型と通常呼ばれているものでございます。事業費の全部につきましてSPC、選定事業者が提供する公共サービ

スの対価といたしまして、公共施設の管理者と国、地方公共団体等ということでございますが、これが選定事業者、SPCに支払う類型でございます。

したがいまして、かかった費用につきましては15～30年の間に公共施設等の管理者が各年度ごとにサービス購入の対価としてお支払いをするという類型が第I類型でございます。こちらの類型が61%で、これも過半数でございます。

第II類型と申しますのは、いわゆる公共サービスの受益者。サービスを受けられる皆様方から料金収入、フィーをもって選定事業者、SPCが事業費の全額を賄う類型というものでございます。こちらにつきましては7%ということで、小さい数字になっております。

あとは、こういった事業類型の複合型というものでございます。我が国のPFIにつきましては、いわゆるサービス購入型が過半を占めるという特徴は従来どおりでございます。

10ページ「施設の所有形態による類型別事業数」でございます。これは凡例がなく恐縮でございますが、いわゆるBOT、BTO、RO等ということでございます。

BOTと申しますのは、Build Operate and Transferということで、建設が終わった段階、実際その後長い運営段階に入るわけでございますけれども、建設運営段階を通じまして、その施設等の所有権につきましては民間が保有をするものでございます。これは制度的なところもございまして、英国では基本的にはPFIはBOTで行われていると伺っております。

BTOと申しますのは、建設が終了をした段階で所有権が民間から公共の方に移るというものでございます。したがいまして、運営段階における所有権は公共が保有をするというものでございます。

ROとは修復型ということでございまして、建設ということではございませんで、もともとある施設をリハビリテートするというようなパターンでございます。

我が国のPFIにつきましては、建設段階が終わった段階で所有権が公共に移る、いわゆるBTO型が67%と過半を占めておるということでございます。この傾向につきましても昨年11月から変わったところはございません。

11ページ「事業期間別事業数」でございますが、これは見ていただきますと大体15～17年、22年に大きなピークがございます。これは一般的に申しまして、私どもの集めたサンプルを見る限りでは、いわゆる庁舎その他、建設プラス維持管理、ファシリティーマネジメントといったようなものについては、どちらかというと非常に期間が短く、15年程度ないしはそれ未満というものが多いうございまして、病院であるとか刑務所であるとかオペレーション段階にむしろウェイトのあるものにつきましては20年、場合によっては30年と事業期間が長くなる傾向があるようでございます。こちらについても11月の段階とは大きな状況の変化はございません。

12ページ「落札金額の分布」でございます。これも我が国のPFIにつきましては、大きなピークは10～50億円というところがございます。したがいまして、一般的に言わせていただければ、どちらかと申しますと小規模なものが多いというのが一つの特徴ではな

いかと思われます。

しかしながら、後ほど御紹介をいたしますけれども、多摩の病院の事例、衆参両議院会館、羽田の旅客ターミナル・貨物ターミナル、エプロンといったような、最近は非常に規模の大きい、全体事業費で見ますと1,000億円を軽く超えるようなプロジェクトがかなり出てきております。

したがいまして、今後は全体としてこの落札金額、事業費ということでございますけれども、これは大規模化していく萌芽が見られるのではないかと考えております。

13ページ、これは昨年11月以降に具体的に事業者が選定をされたもののうち、主要なものについて、例として掲げさせていただいております。

美祢社会復帰促進センターというのは山口県美祢市で現在建設中でございます、いわゆる刑務所の整備・運営事業でございます。こちらについては来年4月から供用開始と伺っております。

衆参両議院会館でございますけれども、これは昨年11月30日に落札をいたしました。

東京国際空港の旅客ターミナル・貨物ターミナル、エプロン整備事業でございます。これは本年4月に落札者が選定されました。

多摩広域基幹病院及び小児総合医療センターを一体として整備をするということでございますが、これが1月31日でございます。

このプロジェクトは、美祢の事業が若干500億円程度ということで小粒でございますけれども、残りは大体1,000億円を超える規模の事業でございます。こういったものが最近の進展事例として特筆すべきものではないかということでございます。

14ページ、このうち羽田につきまして、ごく簡単な資料を添付させていただきました。具体的な場所等については、こちらをごらんいただければと思いますけれども、21年くらいに供用開始と伺っております。

旅客ターミナルと貨物ターミナルにつきましては、非常に特筆すべきところがございます。これは国としては非常に珍しい事業でございますけれども、独立採算型ということで事業が進められております。したがいまして、基本的に公共のマナーというのは一切投入をされないものと聞いております。いわゆるSPCが事業者からのフィーで採算を賄うことで事業が進捗をするものと伺っております。

事業期間は30年ということで、これも国の場合は総合評価型一般競争入札で行われる場合が多いわけでございますけれども、こちらにつきましては、いわゆる公募型プロポーザルということで、より柔軟な入札の契約の手法ができるようなタイプのものが使われておるところでございます。

エプロン等整備等事業につきましては、我が国で非常に多いサービス購入型で総合評価一般競争入札で行われております。

具体的な特別目的会社につきましては、下に掲げられておるとおりでございます。

15ページ、我が国のPFIというものが国際的に見て、どのような位置づけにあるかと

いうことをごさいます。これは私どももすべてのPFI事業について把握をしているわけではごさいません。そういった意味で極めて少ない事例の中のものということでお許しをいただきたいんですが、間違いがない話はやはり英国が事業数、ノウハウ等々を含めて一番大きく、断トツであるということであろうかと思ひます。

2006年3月現在、これはHM Treasury、英国財務省のホームページを見た数字でござひますけれども、749事業で、事業費ベースで見ますと10兆3,937億円ということでごさひます。このうち500超の事業が既に運営段階に入っていると伺っております。

これは英国が具体的に契約に参加した事業ということで数値を示しておりますので、我が国につきましても、その数字で5月現在で見ますと197でござひます。当時の総事業費ということで見ますと1兆7,272億円。勿論これは公表ベースでござひますので、実態としては若干大きめの数字になろうかと思っております。この段階で運営段階に突入しておるものが120だったと存じます。

ドイツにつきましても、契約事業数は143でござひまして、事業費ベースで見ますと1兆206億円でございます。後ほど申し上げますとおり、実は私どもは7月に韓国の方と情報交換の会議を開催させていただきました。一応御参考までに韓国の数値も載せてござひますけれども、これは契約段階の数字が手元にごさひませんでしたので、着工済みのものに絞って数字を上げておりますが、25事業、1,638億円でございます。

ちなみに韓国につきましても、我が国よりも長くPPPを使う法制度がござひました。たしか1994年からそういった制度がござひましたけれども、2005年の冬に我が国におけるサービス購入型とほとんど同じスキームのものを法改正をいたしまして、新たに投入いたしました。その後、具体的にそういった事業を進捗しております、そういったものの中で着工済みの件数が25件であるということでごさひます。

以下は、内閣府で11月7日以降、どのようなことをやってまいったかの御紹介でござひます。前回11月7日の御報告をした際に、PFI推進法の改正の御報告を申し上げます。PFI推進法の改正につきましても、やはり実際の事業者の皆様方、公共施設の管理者等の皆様方、民間で具体的にそれを実施されていく皆様方。そういった皆様方に法改正の内容について周知をしていくことが私どもの一つの責務かなと考えておりました、今年の1～3月に至るまでに、各都市の方でそういったセミナーを8回実施させていただきました。

17ページにその結果がござひます。一応幅広くPFIに関係されている皆様方につきましても、原則といたしましてはホームページの方で情報を提供して、ホームページにアクセスをしていただいて、御参加を申請していただくという仕組みでござひましたけれども、民間の方が57%ということでごさひます。

18ページに具体的な出席状況が書いてござひます。東京と大阪を除いたほぼすべてのところで出席者数の方が収容数を上回るという大変盛況な状況でござひました。東京につきましても参加申込みということでいきますと収容定員の472名を超える481名が御参加いただいたわけでごさひますが、実際の出席者でありますと361名ということでごさひま

した。平均収容率につきましては90%ということで、特に大都市圏以外のところで非常に強い御関心があったということの表れではないかと受け止めてございます。

19ページ、先ほどちょっと御紹介を申し上げました、日韓の情報交換の会議につきまして、簡単に御紹介をさせていただいております。基本的には情報交換の会議ということで、私どもが具体的にどんなことを今やっているか。韓国においてどのようなことが行われているか。そういったことの情報交換をさせていただきました。

先方からの御要望で、制度のみを所管しているところだけではなくて、具体的にその事業をやっている各官庁さんといったところも可能なところには御参加をさせていただいて、情報交換を試みたらどうかということでございましたので、ここにございますような防衛庁さん、法務省さん、文科省さん、国土交通省さんの方にも御参画をさせていただいて、情報交換をさせていただいたところでございます。

一応定期でやろうということございまして、来年はもしできればソウルで、むしろ韓国の方で具体的な準備をされると伺っております。

以上、大変簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

森下委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、委員の皆さん方から御質問等がございましたら、お受けいたしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

Cさん、どうぞ。

C委員 ありがとうございます。前回出席をすることができませんでしたので、焦点のずれた質問になるかもしれませんが、それはお許しいただきたいと思います。

2つございまして、1つは3ページの都道府県別の件数の数字です。これは非常に興味深く拝見しましたが、このゼロ件数のところは、何となく想像がつかないこともないような気がしますが、なぜゼロなのか。これからまた新たに出てくる展望があるのかどうかという辺りはいかがでしょうかということでございます。

今のセミナーの開催状況などを伺いますと、非常に関心が強いということですが、それと重ね併せたときに、どういうことが言えるのかなという辺りはどんな分析をされているかということが伺えればと思いました。

あともう一つは、非常にテクニカルなことなんです。国際比較のチャートがございましたが、イギリスの件数が断トツに多いというのは当然ですが、参考までに、これはそれぞれ何年からの累計かということをお教えいただければと思います。

以上でございます。

森下委員長 ありがとうございます。では、事務局から御回答ください。

町田参事官 1点目の地域的な広がりにつきまして、御説明を申し上げます。まず具体的にこのゼロ件はどうしてかということにつきましては、残念ながら私どもは完全には把握し切っているところではございません。

ただ、私どもとしては、もし需要があれば是非やっていきたいということで、先

進地域における事例集というものをまとめまして、そういったものをまだやっていないような市町村に5部ずつお送りすることをやっております。そういったことで、皆さんの方で需要があれば是非やっていただくような、我々としてはサポートをさせていただいているということでございます。

セミナーにつきましては、申し上げましたとおり、どちらかという各ブロックの基幹都市でやっている状況がございます。これも大変申し訳ない話なんです、例えば中国地方であると広島でございますので、端的に言うと鳥取、島根からお越しいただけなかったという状況がございます。そういった点は反省点といたしまして、今後もしこういうことをやる場合につきましては、やっていないところでやるというのも一つの案ではないかと考えております。

国際比較の関係でございます。まず英国につきましては、Treasuryの資料をもう一回完全に見る必要があるかと思っておりますけれども、基本的には1992年にPFIが実施された以降の累積の数字とお考えいただいて間違いないと存じます。

ドイツは1990年代以降であったかと思っております。これはドイツの連邦交通・建設・都市開発省、これは内閣府と同じような組織を持っている省庁でございますが、こちらがその都市研究所というところに委託調査を出してやっているものでございますので、こちらにつきましては、恐らく最初の年度については若干のばらつきがあるのではないかと考えております。

韓国につきましては、2005年1月以降ということかと存じます。

以上でございます。

森下委員長 ありがとうございます。ほかはございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、次の議題の方に移りたいと思っております。事務局から議題「(2)VFM評価のあり方に係る検討について」を御説明いただきます。

町田参事官 資料2をお配りをしております。A4の縦長の資料でございます。お手元でございますでしょうか。

それでは、この資料に従いまして、簡潔に御説明をさせていただきたいと思っております。昨年11月7日に推進委員会を開催させていただきまして、その際に今後の検討につきましては、総合部会でやっていただくというお話になったかと存じます。

年が明けまして、2月に第1回目の総合部会を開催いたしまして、今後どういったことについて検討していくかにつきまして、メンバーの皆様方に御議論をさせていただいたわけでございます。

その後、4月にもう一回、8月にもう一回ということで、3回ほど開催をさせていただいたわけでございますが、そういったところでなされた議論の中でやはりバリュー・フォー・マネーといったことについて、施行後7年経った今の段階でもう一度具体的な趣旨等も含めて議論をするべきではないか。また、そういった議論を実際に実務の世界でいる

いろと頑張っていらっしゃる皆様方のところに適宜適切に還元をしていくことが必要なのではないかということで、委員の先生方の御意見がまとまったわけでございます。

そういったものを今後どういう形で進めていくかでございますが、やはり総合部会ということでございますと、定足数の関係もございますし、なかなか機動的に動けないところも一つございますので、従来こういった検討をするときにやっておりましたのと同じように、総合部会の下にワーキンググループを設置いたしまして、事務方としては大体月に1回くらいできればと考えておりますけれども、精力的に御議論をしていただくことに総合部会の方で合意がなされたということでございます。

ワーキンググループの座長といたしましては、山内弘隆部会長に座長としてやっていただくことになりまして、ワーキンググループにつきましては参加を希望される総合部会のメンバーにつきましては、すべて御参画をまずいただくことにいたしましたことに加えまして、もしワーキンググループに参加登録をしないメンバーの皆様方につきましても、ワーキンググループの開催の情報提供は必ず行いまして、もし御出席をされるということであれば、随時の御出席は可能であるという整理で合意がまとまったということでございます。

ワーキンググループのメンバーでございますが、まず推進委員会の委員といたしまして、本日も御出席の高橋委員、前田委員、山内委員でございます。

専門委員の皆様方として、新日本監査法人の公認会計士であります、伊藤委員。

上智大学の法学研究科の教授でございます、小幡委員。

大成建設のPFI推進部長の土屋委員。

みずほコーポレートプロジェクトファイナンス営業第二部長の松本委員。

鳥取大学地域学部教授の光多委員。

三井物産戦略研究所プロジェクト・エンジニアリング室長の美原委員。

武蔵工業大学の環境情報学部環境情報学科教授の宮本委員。

以上の方が御出席、御検討されたいということで手を挙げられましたので、こういった形でワーキンググループを組成いたしました。

第1回のワーキンググループでございますけれども、去る9月21日に山内座長の御出席の下、開催をさせていただきまして、VFM評価のあり方について、具体的にどういふことを検討していくか。検討の範囲、スコープにつきましても、今後の進め方について御議論をしていただきました。第2回のワーキンググループにつきましては、ほぼ1か月後の10月27日に開催予定でございます。

なお、第1回目のワーキンググループの際の資料や議事録につきましては、特に差し障りがない限り、原則すべて公表することが決定されたところでございます。

以上、簡単でございますが、VFM評価のあり方に関わる検討について、御報告をさせていただきます。

森下委員長 ありがとうございます。

ただいまの御説明にもございましたように、ワーキンググループの座長を務めておりま

すE委員が今日御出席いただいておりますので、Eさんから、ただいまの説明に対して何かコメントがございましたら、お話ししていただきたいと思ひます。

E委員 今、御紹介していただいたとおりでございます、特に付け加えることはございませんけれども、先ほども現況等ございましたが、やはりPFIの場合にはバリュー・フォー・マネーがどれだけ出ているかということが社会的な貢献度といったことでございますので、このバリュー・フォー・マネーをいかに正しい判断の下に測定するかということ。それから、それをどういふこの施策に生かしていくかにつきまして、お詳しい委員の方に集まっていたいただきましたので、その辺を中心に議論していきたいと思っております。

以上でございます。

森下委員長 議題2につきまして、ほかの委員の皆様方から御質問なり御意見はございますでしょうか。

Bさん、どうぞ。

B委員 私もバリュー・フォー・マネーのワーキンググループに参加させていただきました。従前のガイドラインのときも参加しました。バリュー・フォー・マネーは御案内のようにPFIのまさに中核の概念でございます、最初のときのガイドラインは積み残しの事項が結構ありましたもので、その後、法律あるいは会計等の変更等がございますので、今後ともさまざまな関係の専門家の方々の御意見を取り入れながら、議論を進めていただきたいと思っております。

森下委員長 是非よろしく願ひいたします。

D委員、何かございますでしょうか。

D委員 ありがとうございます。私は弁護士でございますので、なかなかVFMは難しゅうございますが、実務をやっておりますと、先ほどE委員がおっしゃられましたように、冒頭御説明がございましたが、VFMという言葉が、事業が開始された後にいかにPFIでやることによっていい施設整備ができ、いい運営ができたかというところと必ずや関係してくると思ひます。したがって、そういうことを考えた上でどのようにVFMを判定すればいいのかということについて、今後検討を加えたいと思っております。

以上でございます。

森下委員長 是非深めていただきたいと思ひます。よろしく願ひいたします。

Aさん、本件につきまして、特にございませんでしょうか。

A委員 はい。

森下委員長 それでは、議題3に移らせていただきたいと思ひます。事務局から御説明願ひたいと思ひます。

町田参事官 それでは、資料3に従ひまして、PFI事業における金融に関する調査につきまして、簡潔に御報告をさせていただきたいと存じます。A4縦長の「PFI事業における金融に関する調査について」という資料は、お手元にございますでしょうか。こち

らに従いまして、簡単に御説明をさせていただきたいと存じます。

まず、何でもかんでもやったかでございますが、前回の11月7日に委員会を開催をした際に、委員の先生の方から、今後PFIということを考えるに当たりまして、やはりファイナンスについて、いろいろと検討していく必要があるのではないかといった御議論があったところでございます。

PFI法が施行されてから、かなりの事例の集積が見られているところでございますし、またその運営段階に突入をしており事業も過半を超えたといった状況もございまして、そういった委員の皆様方の御意見を踏まえまして、金融に関する現状の把握をまずやった方がいいのではないかということで、特に実務で御活躍されている皆様方、基本的には民間の金融機関の皆様方が過半ということでございまして、こちらにございまして、こちらのメンバーにお集まりをいただきまして、御議論をしていただいたわけでございます。

金融機関以外でございまして本日御出席の山内委員。特に金融関係にお詳しい弁護士の方ということで、アンダーソン・毛利・友常法律事務所の赤羽弁護士。それから、委員長をお願いいたしました高橋委員にお入りをお願いしているところでございます。

冒頭にお断りをさせていただきたいことは、こちらにつきましてはあくまで民間の金融機関の皆様方の御意見をある意味ではヒアリングをして、それをまとめたものという御理解をしていただければと存じます。したがって、高橋委員長の御指導もいただきまして、ある意味では、できるだけ客観的に皆様がおっしゃられたことをそのまままとめさせていただいたものであることを冒頭にお断りをさせていただきたいと存じます。

それでは、内容につきまして、ごく簡潔に御報告をさせていただきたいと思っております。

1ページの「3. 討議テーマ」でございます。勿論、金融に関するテーマは数多くございます。当然PFIは事業計画段階から運営段階までさまざまなフェーズがございますので、それぞれのフェーズで金融に関わる課題もまた異なってくるかと存じます。

ただ、会合自体は2回ということで非常に回数を少なくやらさせていただきました。そういったこともあり、テーマは絞った方がいいのではないかということで、2点に絞らせていただいたところでございます。

2ページですが、その2点でございます。1つは「資金調達手段の多様化について」。それから、特に運営段階にかなりの事業が突入してきておりますので「PFI事業における金融機関によるモニタリングについて」。この2つに絞って御議論をしていただいたわけでございます。

進め方といたしましては、まず事務局の方からこの2つのテーマにつきまして、現状等について御説明をさせていただきました。そして、それにつきまして各委員の皆様方に自由に御意見をちょうだいいただいたということでございます。

それでは、まず「資金調達手段の多様化について」につきまして、事務局からの説明について簡潔に御説明を申し上げたいと思っております。

先ほど申し上げましたとおり、非常に大型な案件も増えつつありますので、PFIに関

する民間資金需要は旺盛な状況にあるわけでございます。当然、金融機関としてのプレーヤーも増えてきておりまして、信金等も含めました地方の銀行さんが参画する例が増えております。

しかしながら、こういった地方の金融機関さんは個々の取扱い実績というのは1～2件でございますので、ノウハウの定着化という観点からは限定的な状況にあるのではないかとということでございます。

資金供給のキャパシティーをこれから大きくしていくことを考えますと、債券等の仕組みを活用した資金調達手法が広がる可能性があるということでございます。英国におきましてはPFIの導入から、そういった債券を発行して資金調達をすることが行われてきたと伺っております。債券は金融費用の軽減を図る観点から、リファイナンスの有力な手段にもなっているところであるわけでございます。

今、申し上げました債券発行による資金調達は、現在我が国で非常にごく一般的なローンによる資金調達とは異なる部分がございます。まず債券の場合につきましては、資金の提供者は投資家でございますので、不特定多数になります。当然、債券の方が多額の資金の調達が容易になるわけでございますけれども、一般的には柔軟な対応については難があるということが言われております。

ローンの場合ですと、具体的にそのリスク管理をするような機関がある程度設定されるわけでございますけれども、その債券の場合はなかなかそういったものがないということでございますので、PFIの場合につきましては、こういったリスク管理機関が必要になるということでございます。

我が国の場合は、債券発行のケースはございませんけれども、融資債券の流動化を前提にしたスキームが導入された実績があるということでございます。

3ページ「(2)PFI事業における金融機関によるモニタリングについて」でございます。

まず金融機関によるモニタリングでございますけれども、これはSPCの財務状況、業務遂行状況の実施に加えて、他にもさまざまな手法を使って、広範にモニタリングをやっておられるところでございます。

ただ、海外、特に英国におきましては、こういった金融機関に対しまして、技術やその法務の専門的な事項に関する助言を行うアドバイザーを金融機関が個別に契約をしまして確保されているケースが多いわけでございますが、我が国においては、そういったことは一般的ではございませんというのがまず第1でございます。

金融機関のモニタリングでございますけれども、基本的には財務状況の把握が一つ大きなポイントでございます。更に融資契約などに基づいてエージェント機能、複数の金融機関があった場合につきましては、そのとりまとめを行う金融機関につきましては、SPCの銀行口座、資金の移動の管理等を完全を把握するというところでございます。通常ファイナンスよりはかなり大きな権限、大きな責任が金融機関に委ねられているということ

でございます。

このように金融機関によるモニタリングは、PFIの適切な実施について非常に有効な部分がございますので、そういったノウハウがあるような金融機関がPFIにコミットすることを事業者は選定過程からある程度覚悟していく必要があるのではないかとということで、事業者の選定過程におきまして、金融機関の実績やモニタリング手法についての提案を求めるような事例がございます。ただ、現在の状況では、そういった事例は限定的であるということでございます。

今、申し上げたようなモニタリングでございますが、このモニタリングが有効に機能するかどうかにつきましては、事業が難航した場合、破綻をする危険性が出てきた場合といったその前の段階のこの中期間において、関係者、発注者という表現を使わせていただきますが、発注者、受注者、金融機関がどういう行動を取るか。それから、当然SPCのスポンサーを含みますけれども、そういった方々がどういう行動をするかにかかっているわけでございます。

そうしたときに一つ大きな役割を果たしますのが、発注者、公共施設等の管理者と金融機関との間で交わされるダイレクタグリーメント、直接協定でございます。

こういった直接協定の中に、公共施設の管理者等と金融機関の間の相互通知義務規定等が入っておりまして、こういったことによって関係者の行動を律するような規範が存在しておることが重要な意味を有しているということでございます。

以上が事務局の方から説明したおおむねの内容でございます。こういったことを踏まえまして、4ページでございますが、具体的な討議がなされました。

「(1)資金調達手段の多様化について」でございます。御出席した皆様方からは一般論といたしましては、債券の流動化の推進について資金調達が安定化する、ないしは低コスト化につながるものでありまして、トータルとして言えば官民双方に非常に意味のあることではないかということございました。

ただ、先ほど申し上げましたとおり、債券発行による資金調達につきましては、当然この債券の有利性を投資家に示している必要があると存じますので、格付け取得が必要でございます。こういった格付け取得に要する費用が発生をする側面がございますので、いわゆるローンによる資金調達に比較して、こういった追加費用を上回るメリットが生じない限り、債券発行による資金調達が急速に拡大をしていくことは、少なくとも現状では考えにくいのではないかという意見がございました。

先ほども申し上げましたとおり、債券発行による資金調達は必ずしも柔軟な対応が容易でないというところがあるようでございます。一方、このPFIにつきましては、事業契約を締結した以降の段階で条件の変更を行うケースがかなりあると伺っておりますので、果たしてこういったものにどれくらいなじんでいくかというところがあるかと存じます、という意見がございました。

リファイナンスにつきましては、現在、非常に金利水準が低位であることがございます

ので、今後そのリファイナンスに対する需要が急速に拡大をしていくことも当面は余り想定されないのではないかという御意見がございました。

更にこの債券の発行による資金調達在今后広まるかどうかについては、やはりそういったリスクマネーを提供できる投資家が今後どれくらい広がっていくかが一つあるかと思われましますし、また税制の問題もあるのではないかという御指摘もございました。当然、公共施設の管理者等のサイドに対しまして、金融に明るいアドバイザーを確保していくことが、その成功のために必要ではないかという御意見もございました。大体、資金調達の多様化につきまして、主要な部分は以上でございます。

5 ページ「(2) P F I 事業における金融機関によるモニタリングについて」でございます。

このモニタリングでございますけれども、当然、公共施設等の管理者、S P C、金融機関はそれぞれのお立場がございます。モニタリングと申しましても、どのプレーヤーの視点に立ってやるかで、その位置づけや内容が大きく異なることについて、まず認識をすべきではないかという御意見がございました。

先ほど、英国においては金融機関が個別に契約を法務ないしは技術のアドバイザーと結びまして、そういったところがモニタリングについてコミットしていくということを申し上げましたけれども、我が国ではそういったことは一般的ではないということでございます。ただ、プラントの整備事業については、一部そういう事例もあるということでございました。

資金調達に格付会社が開与する場合については、格付会社がモニタリングをすることがあるということでございました。

これは今いろいろと御議論なされているところでございますが、地方公共団体は信用格差が開きつつあるということでございまして、今後のことを考えていきますと、地方公共団体の資金調達コストについても差異が拡大をしていくことが考えられますので、P F I との関連でまいりますと、いわゆる S P C に対するモニタリングではなくて、公共施設の管理者等、原債務者としての地方公共団体の財務状況に対するモニタリングも必要になっていく可能性があるのではないかという御意見が出されました。

こういった状況を踏まえまして、モニタリングの意義を一層高めていくためには、モニタリングの目的や対象を基本的には明確にしていくべきではないかといった御意見が出されました。

6 ページ、こういったモニタリングについて考えていくときに、刑務所であるとか病院であるとか、言葉に若干不正確なところがあるかと存じますが、運營業務にかかる事業リスクが非常に高い P F I 事業と、いわゆるハコモノという建設プラス、ファシリティー・マネジメントといったような、事業構造が比較的シンプルな事業といったものについては分けて議論をすべきではないかという御意見がございました。

特に今、申し上げましたような、どちらかというシンプルなものにつきまして

は、官民双方の自主的なコスト回避の観点から、一定の簡便化を前提とした標準化、資金提供スキームの標準化を図ることが可能ではないかというお考えが示されました。

ただ、この考え方につきましては、現状ではPFIとしての事業の質を一層高めるために必要なコストというものがいまだ適切に投入されているとは言いがたい。したがって、このような分けをしないで、全体としてPFI事業の質を高めるような形で議論を進めていくべきではないかという御意見も出されたところでございます。

次に、直接協定及び金融機関によるステップインでございます。御案内のとおりステップインと申しますのは、SPCの事業がほぼ遂行し得なくなりつつある状況の下で、金融機関によって新たな事業者を御紹介ないしは提供していくということでございます。こういったことを行う上では、管理者と金融機関との間を埋める規定を盛り込んだ直接協定というものが締結されて、事業継続を強めていくことが期待される。やはり直接協定がどういう形で規定されているかがまず第一だという御意見がございました。

この直接協定における重要な項目の一つとして、公共施設の管理者等と金融機関との間の相互通知義務に関する規定がございます。しかしながら、この相互通知義務は基本的に何らかの問題が発生した場合等々に相互通知義務があるというのがどうも一般的なようでございまして、定常的な通知、報告義務がないという意味において、現状では一定の限界があるのではないかという御意見が出されました。

直接協定に規定されているステップインは、必ずしも両者にとって同じ意味を持っているというものではございませんので、今後更に議論を重ねて、方向性と手続を確立していくべきという意見が出されました。

そもそもこのステップインでございますけれども、海外の事例を含みまして、実際に行われているケースは極めて少ないのではないかというお話が出されました。実際はその金融機関がステップインを行う可能性もあることを踏まえた上で、言ってみれば協議が進められていくことに大きなポイントがあるのではないかという御意見が出されました。

7ページ、PFIの場合は当然SPCに対してスポンサーが出資等をするのが一つの前提でございます。ただ、実際にはこの出資部分が極めて少額にとどまっている等、形式的だというケースが多いということでございまして、それが最終的に出資者に損害が生ずるとしても、その度合いが限定的になるということから、なかなか感心が持たれないという部分があり得るのではないという御見解が出されました。ただ、逆にそれはあくまで一部のケースであるという御意見もございました。

(3)ですけれども、これは現在、特に総務省さんの方で御検討されておられます、破綻法制の絡みで御議論がございました。詳細は省かさせていただきますけれども、先ほども申し上げましたとおり、今後この破綻法制が導入されてまいりますと、原債務者、地方公共団体の要するに与信状況、信用力状況ということについて、基本的にはきちんと把握をしていく必要が出てくるということもございます。

そういった意味で、現在は地方公共団体自体が破綻をすることについては極めてレアケ

ースということで、こういった枠組みが動いているわけでございますけれども、こういった枠組みが変わっていく可能性があるのではないかという御指摘がなされたということでございます。

8 ページ、そのほか幾つか意見が出たわけでございますけれども、そのうちの主要なものとしては、現状では金融機関に発生するコストに対する認識というものが必ずしも十分ではない。しかしながら、例えばいろいろと新しい提案をすることであると、それに関わる費用は必ず発生をしていくわけございまして、やはり P F I の健全な発展ということからいきますと、こういった必要な費用については支払われる仕組みを構築していくことが合理的ではないかといったような御意見がなされました。

冒頭で特に地方の金融機関が公共団体さんの P F I 事業においては非常に重要な役割を担っているというお話をさせていただきましたが、なかなかそういった地方の金融機関についてはノウハウがないということで、そういったノウハウを数多くお持ちのいわゆるメガバンク等々とネットワーク化を図って、ノウハウをある程度共有していくといったことが必要なのではないかという御意見が出されました。

最後でございますけれども、P F I における金融のあり方について、従来は英国の先行事例などを基に「ねばならぬ」という観点からの御議論が多かったわけでございますが、これからは数も増えてまいりましたので、我が国の事業の規模、事業の内容といったようなことを十分に踏まえて、我が国の実情に即した効果的なファイナンススキームを考えていくべきではないかといった御意見も出されたところでございます。

以上、ただらと御説明した部分がございますが、調査報告書について御説明をさせていただきます。

以上でございます。

森下委員長 ありがとうございます。

ただいまの金融に関する調査については御説明にございましたように、本日御出席をしておられます B 委員が委員長を務めておられますので、何かコメントをいただきたいと思っております。

B 委員 過去 2 回、委員会を開かれたわけでございますが、その議論の内容については、今お話がございましたような概要でございますので、詳しくはそちらの方を見ていただきたいと思います。3 点ばかり、私の方からそれについてのコメントを加えさせていただきます。

金融についての議論は、第 1 点としまして、P F I の事業構造にとって非常に不可欠で重要なものであるということでございます。御案内のように管理者、事業者、金融機関というトライアングルの構造の中で P F I 事業が効果的で公正な運営がなされるというふうに期待されている。そういう意味では非常に重要なものでございますので、議論を更に深めていく必要があるのではないかと思っております。

2 番目に、本委員会の最初の方の御説明で、事業規模が 1 兆 8,000 億円にも達してきて

いるということです。今のところ資金で詰まることはないんですが、今後のことを考えますと、量的な確保というものも非常に重要になってまいりますので、量の確保と同時に市場機能がスムーズに行われるような制度的な整備が必要になってくるのではないかと。それについての必要性が認められてきたわけでございます。

先ほどの御説明の中で債券のところでは若干触れられているんですが、PFIというのは基本的には公共サービスに関連しているものですから、従来ある民間の証券市場とは若干違いがございます、そのところがわかりにくいのかなと思います。

民間の市場でございますと事業者、つまり債券の発行者と投資家という関係だけでございますけれども、PFIに関しましては受益者、利用者という視点からも見る必要がある。その辺については管理者、つまり国、地方、あるいは公共法人にも責任がございますものですから、そういう視点からも見なければいけない。

そこで3点目としまして、関連する機関の育成・発展というものが今後必要になってくるのではないかと思います。今回の2回の議論の中では、それほど深められたわけではございませんけれども、金融で言いますとアレンジャー、エージェント、アドバイザー。言葉としてはここに触れられておりますけれども、そういうプロとしての機関がどんどん伸びて行ってPFIを支えるということが必要になってくる。

今後は金融証券関係の専門家だけではなくて、関係の専門家の方たちの御参加も含めて、更に議論を深めていただきたいと思っております。

以上です。

森下委員長 ありがとうございます。ほかの委員さんの方から何かありますか。

Cさん、どうぞ。

C委員 ありがとうございます。今のB委員からの御発言とも若干関係があるかと思えます。この資金調達が多様化について、今、御説明をいただいたこのグループの委員の御発言なんですけれども、基本的に資金調達が多様化については、総論的には官民双方に資することが言われましたけれども、それ以降の御発言の趣旨を見ると、どちらかというところ非常に慎重なというか、否定的というほどでもないのかもしれませんが、結構注意すべきところがあるよということで、余り安易にそちらの方に走らない方がいいのではないかと受け止められる感じがするんですけれども、実際の雰囲気はそういうことなのかどうかという辺りをもう少し教えていただければと思います。

森下委員長 この点について、Bさんの方からコメントをいただきたいと思えます。

B委員 C委員の御指摘のとおりでございます、総論賛成、各論に行きますとそれぞれの立場でいろんな意見が出る。

実は、先ほど私の御説明を申し上げたときに、管理者、利用者、金融機関のトライアングルの関係でと申し上げましたのは、それぞれ立場が異なるので、そこで相互牽制が働くということでございます。

これも全体で見れば、そういうことで食い違いが起き得るということでございますが、

現場の話はどちらかというと金融機関の方からいろんな御意見がございまして、やはり立場の違いから自分の立場でさまざまな御要求を出されて、それがネックとまでは行きませんが、なかなか大変な課題になっている。こういう話は出ておりました。したがって、今後その辺をスムーズに解決する制度的な整備が必要になってくると思います。議論はまさに具体的にこれからどんどん進めていくということだったかと思います。

森下委員長 事務局から何か補足がございましたら、どうぞ。

町田参事官 特にございません。

森下委員長 ほかに何か御意見はございますでしょうか。この件につきましては、特によろしゅうございますか。

町田参事官 委員長、恐縮でございますが、今、資料4の方を御説明するのを失念いたしましたので、資料4につきまして、この場で御説明させていただいてもよろしゅうございますか。

森下委員長 では、資料4の説明をしてください。

後藤補佐 内閣府PFI推進室の後藤でございます。よろしくお願いたします。それでは、座って説明をさせていただきます。

お手元に資料4「会社法改正に伴うPFI法第20条等の改正について」というA4縦長の紙がございましてでしょうか。この資料に基づきまして、御説明をさせていただきます。

委員の皆様は御案内のとおり、昨年に商法の一部改正と会社法の制定がございまして、この中で株式会社と有限会社を一つの類型として、株式会社として統合する話ですとか、あるいは最低資本金制度の見直し等の大きな法改正がございました。

これに伴いまして、会社法が成立したことによりまして、PFI法の方も形式的な改正が必要になりましたので、これを実施したものでございます。

これは2点ございまして、1点目はPFI法第20条でございます。これは事業者が担保不動産を活用しやすいようにという趣旨で置いておる規定でございますが、この第2項に選定事業者の担保不動産にかかる損失を繰延資産とした場合に配当可能額を制限するため、旧商法の読替規定を置いてございました。ところが、会社法の制定に伴いまして、読替えをしております基のものも変わりましたので、実質的な内容の変更を伴わない形式的な改正を行ったものでございます。

2点目でございますが、これに関連をしまして、旧商法の施行規則には株主への配当可能額からの控除額の中にPFI法第20条第1項の繰延資産は含まれておりませんでした。そのために平成15年に別途内閣府令を定めまして措置をしておりました。ところが、会社法の制定に伴いまして、平成18年2月に成立をいたしました会社計算規則には既にPFI法第20条の繰延資産が含まれておりましたために、この内閣府令がもはや必要がなくなりましたので、これを廃止したものでございます。

2ページ目にこれまでの法の改廃の流れが書いてございます。平成17年、昨年に商法の一部改正と会社法の成立がなされまして、これを受けまして、本年の5月1日から諸法令

の施行ということになりましたので、これに先立ちまして、平成 18 年 2 月に会社計算規則の公布、4 月に内閣府令を廃止する内閣府令の公布を行いまして、5 月 1 日付ですべて施行となったものでございます。

簡単でございますが、以上でございます。

森下委員長 ただいまの会社法の改正に伴う点につきまして、何か御質問はございますでしょうか。もう大体御存じのことだと思えますが、よろしゅうございますでしょうか。

それでは、本日予定をしておりました議題は以上でございますが、それ以外の件でもよろしゅうございますので、何なりと御意見がございましたら、おっしゃっていただきたいと思えます。

A さん、どうぞ。

A 委員 今、VFM の見直しが行われているというので、大変喜ばしいと思っておりますが、各種ガイドラインをつくるときには、ごくというのは言い過ぎかもしれませんが、一定の期間で見直すという前提で作業を始めていたものが、成立して以来 5 年以上経っているにもかかわらず、ほとんど見直されていないということがあります。

特に問題があるとは思っておりませんが、結果として変更箇所がないということになるかもしれないんですが、ガイドラインを書くことの幾つかに直接担当した人間としては、見直し作業をした方がよいと思っております。あるいは VFM と同じように意見を求めた上で、必要かどうかというのを決めまして、その辺について見直すということも一つの方法かなと思っております。

私は個人的には昨年のこの席でも申し上げたんですが、一つだけ大きな問題を常に指摘してきております。今回も繰り返させていただきたいと思うんですが、審査委員と審査委員会のあり方に問題があると考えております。

審査委員のあり方というのは既に定着しておりますので、例えばガイドラインを変えましても、実質的に変わるかどうかは非常に懸念をしておりますが、先ほど報告がありましたように、数百億円から 1,000 億円を超える案件が出てきております。専門分野という意味では、1,000 億円を超える案件の審査に多くても 1 人が 2 人、場合によってはだれもないというのが実態でございます。

そういう審査委員の性格もほとんどが大した謝金も払われておりませんで、一種の奉仕活動なんです。国の発注する 1,000 億円を超える案件が奉仕活動によって、しかも専門家が 1 人いれば 1 人がほとんど決定的な力を持つということで事業決定をするのは、本質的に一市民としてもおかしいのではないかと感じております。

そもそもガイドラインの中で審査委員とか審査委員会という名前を使ったのが間違っただけで、よく読みますと今のようなことは書いていないんですけども、独り貸ししているのが実態だと理解をしています。

これは本来は諮問委員なり、あるいは地方自治法に書いておりますように選定基準、落札者は決定を、発注者が意図的、恣意的に妙なことをしては困るので、それを見るという

役割で、専門家としてはその助言者、アドバイザーであり、これはガイドラインにも書いてあるんですが、責任は明らかに発注者にあるわけですから、本来、発注者が依頼をするアドバイザーでありますコンサルタントと相談をして決めるべきで、そこに真の専門家として助言をするということが大事。

実態は先ほど言ったのかもしれませんが、すべて審査委員会が決定をしているというのが、少なくとも私の個人的なかなりの数の経験であります。

その意味では同じ総合評価に対して、地方自治法で規定しておりますように、地方自治法は有識者2人以上の意見を聞かなければいけないという聞き方で、本来の筋にガイドラインを変えるべきではないかというのが1点です。

続けてよろしゅうございますでしょうか。

森下委員長 どうぞ。

A委員 2点目はPFI法の改正で、特定選定における民間事業者との対話のあり方、段階的な事業者選定のあり方についての検討をすると書かれているんですが、これについて、今どうなっているかということをお聞きしたいんです。

私は実はこの中身もよくわかりませんで、よその国のことを引用する必要はないんですが、EUは今年の1月31日でしたか1日でしたか、どちらからコンペティティブ・ダイアログというのを全面的に採用しております。あるいは採用するように進めております。

ここで言う、検討するという内容がされているのかというのが1つ。2番目はそのコンペティティブ・ダイアログという内容と同じなのかどうか。この点をお聞きしたいと思っております。

森下委員長 ありがとうございます。1点目のことにつきましては、非常に大事な御意見だと思えますが、事務局の方から何かございますか。

町田参事官 それでは、事務局の方から御説明を申し上げます。

まず1点目につきましては、私どもは全く同感でございます。特に後段に先生がおっしゃられた審査委員会の関係につきましては、先生の方からも前回御指摘がございましたので、私どもは私どもなりにいろいろと衆知を集めさせていただきました。確かに先生がおっしゃっているような状況があるようでございます。

一方、ガイドラインはまさに先生がおっしゃるように審査委員会の活用ということについて触れているわけでございますけれども、それと併せて実際にその事業選定を行うのは個別の公共施設管理者等の責任であることも明確に書いているわけでございます。そちらの方の趣旨が恐らく必ずしも発注者ないしは公共団体さん等について周知されていない、ないしは必ずしも御認識されていないという部分があるのではないかと考えておりますので、そういったところについて今後、是正と言うと恐縮でございますけれども、いろいろと周知活動をしていくべきではないかと考えております。

2点目の競争的対話方式についてでございます。これは先生の御案内のとおり、EU指令につきましては2004年に制定されまして、一応1月30日までに各国で国内法化すべき

ということになっております。

こちらにつきましては、私は今年の3月に英国、ブラッセル等の方にも参りまして、いろいろと現況を伺ってまいったわけでございますけれども、先生の御案内のとおり、公共調達指令は全体として公共調達に関わるすべてについて規定がなされております。

競争的対話方式というのは、そのうちの第29条で規定がなされておまして、これは、言うところのオプション規定でございます、必ずしも加盟国がすべてこの規定に基づく競争的対話方式を導入することが義務づけられているものではございません。

しかしながら、本年3月にEU委員会に行きまして、法令担当官といろいろと意見交換をいたしましたところ、すべての加盟国におきまして、このオプション規定を導入するという方向で意思決定がなされたと伺っております。

その段階で伺ったのは25か国加盟国がございますが、そのうち12か国におきまして、既に国内法化の手続が終わっているということでございました。したがって、先生の御指摘のとおり、今後数年の間に少なくともEUにおきましては、いわゆるPPPないしPFIの一つの入札契約の方法として、競争的対話方式というものが一般的になるという可能性は非常に大きいと存じております。

具体的な検討をどうしておるかということでございますが、内閣府といたしましては、当然その検討ということがある意味では義務づけられておりますので、私どもの内閣府の方で委託調査を行っております、その委託調査の枠組みの中で有識者の皆さんにもいろいろと御意見をいただきながら勉強をしているところでございます。

一方でこういったEUの競争的対話方式につきましては、中央建設業審議会の方でも御議論がなされているところでございます。昨年の12月に中建審のワーキンググループが発足されまして、今年3月にそのワーキンググループの中間報告がとりまとめられているわけでございます。この中で競争的対話方式の大きな2つの要素でございます、段階的選抜、対話方式。中建審では交渉方式と呼んでおりますが、そういったものについても我が国の導入が必要であるという方向づけがなされているわけでございます。

私どもも全く基本的には同感でございます、今後そういった方向でなされるべきではないかと考えております。先生の今後の御指導を是非仰ぎたいところでございます。

以上でございます。

森下委員長 どうぞ。

A委員 まず前段でございますけれども、ここでずっと言っているんですが全く何も起こっていないんです。これはガイドラインをまず書き直す必要がある。その1項についてもいいんですけれども、書き直して、それと同時に今まで行われているセミナーのようなどころできちんと説明をすることが必要ですし、あるいはそれなりの通達を出すことが必要でありまして、私はそれでもなおかつ直らないのではないかと。つまりガイドラインの問題だと、PFI法の問題までさかのぼらないので難しいのかなと思っていて、少なくともそこまで実施しないと動かないと考えております。

後の方はそれでわかったんですが、EUの書き方。私はアメリカの連邦調達法はちゃんと読んでいないんですが、あそこにも書かれていると理解しております。文書そのものは手に入れておりますが、そこではコンプレックス・プロキュアメントという書き方になっておりまして、EUの文献を見ますと大体がPFI、PPPという言い方になっていますが、ほかの案件でも使われる可能性があるわけですね。

その中で日本では一番大事なPFIの方がむしろほかのところに後れを取って、ほかの案件で既にそういう手法が採用されているのを私は知っております。これはPFIの推進委員会としては非常に恥ずかしい話でございます、本来PFIの推進委員会がコンペティティブ・ダイアログ方式を最初に採用し、ほかの普及していくのが適切であるにもかかわらず、調査はされているようですが、ほかのところで審議されているからその状況を待っているというのは、やはりPFI推進委員会の存在そのものの意義を疑われるのではないかという気がしておりまして、これは先導的に何らかの方針を出していくべきではないかと思っております。

森下委員長 私は今のA委員がおっしゃっていることはもっともなことだと思います。確かに金額も非常に大きくなってきていますから、当初のガイドラインを変えていくべきだと私も思いますけれども、その点はいかがですか。

町田参事官 まさに先生の御指摘を踏まえて、いろいろと今後進めてまいりたいと思います。それから、競争的対話方式につきましては、D先生もよく御案内だと存じますけれども、東京都でかなりそれに近いような形を実際にやっている事例がございまして、私どもとしては要するにそういったノウハウをできるだけ普及していくことができないかということで、いろいろと考えているところでございます。

また、私どもは事務的にいろいろと考えているところもございまして、先生の方にも個別にお伺いをして、いろいろと御示唆をいただきたいと思っております。勿論こういった委員会では是非御議論をしていただくべきことだと思っております。

以上です。

森下委員長 今、Aさんがおっしゃったように、そういう意見が二度にわたって出てくるということは、推進委員会からもきちんと反映されないと何のための委員会かということになりますから、ただいまの御意見を反映して、それが具体的に行動に、ガイドラインの変更なら変更、また追加事項になるように是非御検討いただきたいと思っております。

どうぞ。

B委員 今、A委員の御指摘の2点につきまして、私の方からもございます。

まず1点につきましては、審査委員の選定のあり方でございます。御案内のような海外のプラントなどがございますと、テクニカルアドバイザー、ファイナンシャルアドバイザーというプロが参加して、ベストな事業構造をつくっていくというのは当然でございます。

金融の方の委員会でもちょっと触れていますけれども、結局銀行が特に事業内容は異な

りますからいろいろではございますが、やはり多くの分野でプロの方のアドバイスはやはり必要だという意見も出ておりましたし、管理者、地方公共団体などは実際に事業をなさる方でも技術的な面でのアドバイザーは必要なのかなというニュアンスもありますので、そういう意味ではお話のようにテクニカルアドバイザー、ファイナンシャルアドバイザー、これらを活用していくことを推進委員会としてもその方向性を持って議論を深めて、制度整備が必要であればガイドラインに入れるとか、いろんな意味で力を入れていくことかなと思います。

次にコンペティティブ・ダイアログでございますが、これは推進委員会としては、実はかなり早い段階から議論があることはあったんです。しかしながら、特に会計法等の関係でなかなか難しく、現段階では俗に言えば公募型指名競争入札という、言ってみれば二段階までですね。これぐらいが限度で、やはり法的な面での問題点を詰めていかないとなかなか抜けないということで議論が止まってしまっていたかなと思うんです。

これはPFIそのものだけではありませんで、ほかの法律との関係がございますから、早いところ推進委員会としても問題点を詰めて提案していかないとな世の中は動きませんものですから、この方もA委員の御指摘のとおり、議論を深めておかないといけないなと思います。

最後に、A委員がいろいろとこれからの議論を急ぐということで、私の方も2003年12月11日にメモをこれで8項目を出したんですが、これはむしろ基本方針の策定、あるいはガイドラインの策定のときに議論として残ってしまったことだけを挙げていたんですが、その後もさまざまな法律改正とか制度的な改定がございましたし、あるいは地方公共団体の状況等もかなり変わってきておりますので、なかなか事務局は大変だと思いますが、一つひとつのテーマを委員会として、更にその下に総合部会なりワーキングなりを設定して、一つひとつの議論を早めに進めていかなければならないと思います。

以上です。

森下委員長 ありがとうございます。

D委員、どうぞ。

D委員 先ほど町田参事官から、Dも承知しておると言われたものですから、少し御説明を差し上げたいと思います。

東京都の案件に関してA先生がおっしゃった2点についてですが、審査委員であり審査委員会のあり方につきましては、もう随分以前からA先生が持論としておっしゃっておられたことだと承知しております。世銀の調達であったりODAの関係でありますと、専門家の意見を重用して検討を行うことと、それに対してしかるべきフィーも払っているということから、しっかりした選定をすることが出来る、というようにと仰っておられるところです。地方自治体のPFI案件におきますと、いろいろな過去の経緯もあって、審査委員会の見解、判断というものを、対市民や、対議会の説明に用いているというのが残念ながら現状でございます。

そこを正していくということの重要性につきましては、私が法務アドバイザーとして関与させていただいている案件でも非常に意識しております。ただ、すべての案件ですべてを地方自治体に申し上げるというのも、現実問題としてはなかなか難しいということも事実です。幸いなことに、東京都の案件には多数の案件に関与させて頂いていることもあり、そこでは、こうした専門家の必要性について相当申し上げております。

以前、A先生がおっしゃっておられたのかそれとも建築の先生からご指摘を頂戴し、特に施設計画の審査に関しまして、専門の先生が1名しかおいでにならないと、その先生の御意見が中心になって審査されたのではないかと世の中は評価いたしますので、少なくとも対立する意見の同格の先生をお願いするということをお願いして、そのところは少し改善するようにしております。

いま一つは、A先生がおっしゃられました、お飾りの審査委員にならないようにするためにどのようにするのかということについては、結局のところ私が拝見する限り、その審査基準の前提となる要求水準が発注者の求めているものを明確に規定しているかどうか、というようなところにつきると思います。たとえば、廃棄物の処理施設等のようなプラント整備事業ですと、要求水準の中で、例えば排気ガスに含まれるCo2が何パーセント以下等々数値で明示されておりますので、審査基準も非常にわかりやすい。民間からの提案が実施可能かどうかという点での評価は、非常に重要で、専門的な評価ということができません。公共側の作成した要求水準が内容の明確なものでなければどうしても審査基準が焦点の絞れていない、漠然とした内容のものになってしまいます。

したがって、今、実務でやろうとしておりますのは、公共が一体何を求めて発注してあるのかを、そもそも要求水準を作成する段階で相当厳密に検討をしないとだめだ。それが出来るようにするには、それ以前のアドバイザーの選定が重要であり、またアドバイザーにしかるべきフィーが払われていないと、こうしたことを期待することは出来ません。現実には、必ずしもこうはなっておりませんので、アドバイザーのPFI導入可能性調査で、十分行き届いた調査検討までを行っているというようには思えません。したがって、そういうところを含めて、初めにその公共の発注意図が何であるかを明確にした上で、それにそぐうような選定ができるような審査基準を決めることが重要だと考えております。

審査基準を決める際に、どういう視点で評価することが当該発注者にとってベストのものであるかをやはり真剣に検討する必要があります。そうであれば、専門性のない素人の委員が集まっても、なんら意味のある意見を述べることはできません。

このように考えていくと、PFI事業の発注における事業者の選定は当然発注者の責任であることは自明の理であって、それがそのようになされていないのではないかとA先生の御指摘は誠にもっともなことで、今、ご説明申し上げましたように審査基準のあり方の問題だと考えております。審査基準がしっかりしておれば、それに従った事業者の選定もゆがみが生じない。A先生のおっしゃるとおりのことを実現しようと、ここ何年も一生懸命やってきてはおるんですが、なかなかA先生の仰るレベルまでは到達できないというの

が実情でございます。

2点目の競争的対話、コンペティティブ・ダイアログという点について、B委員から御指摘もありました、会計法、地方自治法の枠の中で、対話を行うというのはなかなか難しいことで、実務の中での検討の蓄積が重要だと思っております。実は山内先生に審査委員長をお願いしている東京都の駒込病院の再整備事業のPFI案件では、少なくとも発注者の意図が明確に伝わるかどうかについて、要求水準の確認のための質疑回答という手続きの中で随分踏み込んだ形で回答するようにしております。

その一環といたしまして、駒込の案件は既存の病院本館の改修案件でございますので、当然その現況を示すことが難しいということがあります。発注者の方で、当初の設計図書およびその後の改修工事の図書を公表したとしても仕方がございませんので、参考図書という形で現況図を出しております。駒込病院の案件は、いわゆる「居ながら改修」でございますので、現況図の公表にくわえ、工事手順も示しております。それらを基にして、やはり民間事業者からの改善提案を求めることにしました。

ところが、こうした難しい問題になってまいりますと、どうしても多様な考え方があって、それを正確に理解する必要がある。要求水準書で説明をして参考図面を出してまでして、その改善提案を求めたときに、それが要求水準に合った改善提案なのかどうかというのは、民間事業者にとってもなかなか判断のつきかねることになるということになりました。したがって、最終的に改善提案をする前段として、例えばこういうふうな考え方で進めることが要求水準に合っているかどうかを確認してはどうか、ということになりました。それが要求水準を満たしているかどうかという判断は、まさに要求水準に示された発注者の意図の明確化であろうと考えておりますので、そういう形で今、実務の方は進めております。

したがって、この点も性能発注という非常に類例の積上げの少なかった部分で、どのようにすれば民間の創意工夫が生かせるかという観点から、会計法、地方自治法の枠の中でどの辺まで許されているかをにらみつつ、実務としては一生懸命やっておりますので、どうか今後とも御指導のほど、よろしく願いいたします。

森下委員長 ありがとうございます。ただいまの各委員からお話ございましたことを是非まとめていただきたいと思っております。

伊藤PFI推進室長 今の重要な2点は我々も検討が遅れておりまして、申し訳ございません。今の点を含めて、部会もでございますので、部会の方の先生方ともどういうスケジュールで、どういうやり方で検討するか等も含めて、一度御相談しながら検討を始めていきたいと思っておりますので、大変重要に受け止めております。

森下委員長 是非、伊藤室長の方でとりまとめていただいて、次回等にまた御報告をいただくことにしていただきたいです。よろしゅうございますか。

ほかにございませんでしょうか。

それでは、予定いただいていた時間よりも15分ほど早うございますけれども、本日の推

進委員会を閉会とさせていただきます。御協力ありがとうございました。